

新旧対照表

○雪国太陽光設置モデル創出事業補助金交付要綱

改正案		現行	
第1条～第21条 (略)		第1条～第21条 (略)	
<p>附 則</p> <p>この要綱は、令和7年5月16日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和7年9月10日から施行する。</p> <p><u>この要綱は、令和8年4月30日から施行する。</u></p>		<p>附 則</p> <p>この要綱は、令和7年5月16日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和7年9月10日から施行する。</p>	
別表第1 (第4関係)		別表第1 (第4関係)	
補助対象設備	要件	補助対象設備	要件
太陽光発電設備	<p>(1) 未使用品であるものであること</p> <p><del>(2) グループパワーチョイス(県と協定を締結した支援事業者が、太陽光発電設備の購入希望者を募集し、共同購入を行う事業)を活用するものでないこと</del></p> <p>(2) 法令、条例等に適合しているものであること</p> <p>(3) 発電出力(kWを単位とし、太陽電池の最大出力(システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。)の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか低い方の値をいう。以下同じ。)が10kW未満のものであること</p> <p>(4) 発電した電気の一部又は全部を補助対象設備を設置する住宅において使用するものであること</p> <p>(5) 発電電力量等の計測器が設置されており、1日単位の計測データをダウンロードすることが可能であること</p> <p>(6) 太陽電池アレイのアレイ面の傾斜角度が60度以上となるように設置するものであること</p>	太陽光発電設備	<p>(1) 未使用品であるものであること</p> <p>(2) グループパワーチョイス(県と協定を締結した支援事業者が、太陽光発電設備の購入希望者を募集し、共同購入を行う事業)を活用するものでないこと</p> <p>(3) 法令、条例等に適合しているものであること</p> <p>(4) 発電出力(kWを単位とし、太陽電池の最大出力(システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。)の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか低い方の値をいう。以下同じ。)が10kW未満のものであること</p> <p>(5) 発電した電気の一部又は全部を補助対象設備を設置する住宅において使用するものであること</p> <p>(6) 発電電力量等の計測器が設置されており、1日単位の計測データをダウンロードすることが可能であること</p> <p>(7) 太陽電池アレイのアレイ面の傾斜角度が60度以上となるように設置するものであること</p>

改正案		現行	
<p>と</p> <p>(7) 太陽電池アレイのアレイ面の下端の高さが、垂直積雪量よりも高い位置になるように設置するものであること(ただし、設置する太陽電池アレイの下部及びその周辺が、降雪期には除雪が行われている場所である場合には、垂直積雪量に関らず、除雪の実況に応じて太陽電池アレイのアレイ面の下端の高さを地表上2メートル以上(太陽光発電設備が一般電気工作物である場合は1メートル以上)とすることができる)</p> <p>(8) 長野県北信地域振興局発行の「雪国・住宅太陽光発電ガイドブック」(2025年版)に記載されている事項を考慮した上で設置するものであること</p>	<p>と</p> <p>(8) 太陽電池アレイのアレイ面の下端の高さが、垂直積雪量よりも高い位置になるように設置するものであること(ただし、設置する太陽電池アレイの下部及びその周辺が、降雪期には除雪が行われている場所である場合には、垂直積雪量に関らず、除雪の実況に応じて太陽電池アレイのアレイ面の下端の高さを地表上2メートル以上(太陽光発電設備が一般電気工作物である場合は1メートル以上)とすることができる)</p> <p>(9) 長野県北信地域振興局発行の「雪国・住宅太陽光発電ガイドブック」(2025年版)に記載されている事項を考慮した上で設置するものであること</p>		

別表第2 (第6関係) (略)

別表第2 (第6関係) (略)

別表第3 (第7関係)

別表第3 (第7関係)

交付申請書の添付資料	第1号事業	第2号事業	第3号事業	第4号事業	第5号事業
ア 事業計画書(様式第1号の別紙1)	○	○	○	○	○
イ 確認書(様式第1号の別紙2)	○	○	○	○	○
ウ 補助対象設備の設置方法がわかる書類(設計図書等)(※1)	○	○	○	○	○
エ 補助対象設備を設置する住宅の位置及び垂直積雪量がわかる資料	○	○	○	○	○
オ 補助対象経費とその内訳がわかる資料(見積書等)	○	○	※2	○	○

交付申請書の添付資料	第1号事業	第2号事業	第3号事業	第4号事業	第5号事業
ア 事業計画書(様式第1号の別紙1)	○	○	○	○	○
イ 確認書(様式第1号の別紙2)	○	○	○	○	○
ウ 補助対象設備の設置方法がわかる書類(設計図書等)(※1)	○	○	○	○	○
エ 補助対象設備を設置する住宅の位置及び垂直積雪量がわかる資料	○	○	○	○	○
オ 補助対象経費とその内訳がわかる資料(見積書等)	○	○	※2	○	○

改正案						現行					
カ 交付申請時点の補助対象設備設置地点の状況が確認できる写真	○	○	○	○	○	カ 交付申請時点の補助対象設備設置地点の状況が確認できる写真	○	○	○	○	○
キ 補助対象者の県税の納税証明書（証明日が申請日以前3か月以内のもの）の写し（※3）	○	○	○	○	○	キ 補助対象者の県税の納税証明書（証明日が申請日以前3か月以内のもの）の写し（※3）	○	○	○	○	○
ク 補助対象者が県内に主たる事務所を置く者であることがわかる書類（建設業許可証、宅地建物取引業者免許証又は法人の登記事項証明書等）の写し	○	○	○	○	○	ク 補助対象者が県内に主たる事務所を置く者であることがわかる書類（建設業許可証、宅地建物取引業者免許証又は法人の登記事項証明書等）の写し	○	○	○	○	○
ケ その他知事が必要と認める書類	必要に応じて添付（※4）					ケ その他知事が必要と認める書類	必要に応じて添付（※4）				
※1 別表第1の要件(3)～(7)を満たすことができるようにすること。 ※2 補助対象経費及びその内訳がわかる資料を作成して添付すること。 ※3 設立して間もない事業者であり、まだ県税の納付実績がない場合は、その事実を証する書類を提出すること。 ※4 第1号事業の場合は、新築住宅にかかる工事請負契約書又は売買契約書の写しを添付すること。 第7の交付申請書を提出する時点において、第2号事業の場合で住宅取得者と補助対象設備付きの新築住宅の工事請負契約を締結している場合はその契約書の写しを、第3号事業又は第4号事業の場合で住宅取得者と補助対象設備付きの新築住宅の売買契約を締結している場合はその契約書の写しを添付すること。 第5号事業の場合は、既存住宅に居住する者の住民票の写しを添付すること。						※1 別表第1の要件(2)～(8)を満たすことができるようにすること。 ※2 補助対象経費及びその内訳がわかる資料を作成して添付すること。 ※3 設立して間もない事業者であり、まだ県税の納付実績がない場合は、その事実を証する書類を提出すること。 ※4 第1号事業の場合は、新築住宅にかかる工事請負契約書又は売買契約書の写しを添付すること。 第7の交付申請書を提出する時点において、第2号事業の場合で住宅取得者と補助対象設備付きの新築住宅の工事請負契約を締結している場合はその契約書の写しを、第3号事業又は第4号事業の場合で住宅取得者と補助対象設備付きの新築住宅の売買契約を締結している場合はその契約書の写しを添付すること。 第5号事業の場合は、既存住宅に居住する者の住民票の写しを添付すること。					

別表第4（第14関係）

	第1号事業	第2号事業	第3号事業	第4号事業	第5号事業
実績報告書の添付資料					
ア 事業実績書（様式第7号の別紙）	○	○	○	○	○
イ 住宅取得者又は住宅に居住する者との工事請負契約書の写し	○	※1	-	-	○

別表第4（第14関係）

	第1号事業	第2号事業	第3号事業	第4号事業	第5号事業
実績報告書の添付資料					
ア 事業実績書（様式第7号の別紙）	○	○	○	○	○
イ 住宅取得者又は住宅に居住する者との工事請負契約書の写し	○	※1	-	-	○

改正案						現行					
ウ 住宅取得者との売買契約書の写し又は案	-	-	※ 2	※ 2	-	ウ 住宅取得者との売買契約書の写し又は案	-	-	※ 2	※ 2	-
エ 事業の着手日がわかる資料（着工の日付がわかる写真等）	-	○	○	○	-	エ 事業の着手日がわかる資料（着工の日付がわかる写真等）	-	○	○	○	-
オ 補助対象設備が未使用品であることがわかる資料（保証書、出荷証明書の写し等）	○	○	○	○	○	オ 補助対象設備が未使用品であることがわかる資料（保証書、出荷証明書の写し等）	○	○	○	○	○
カ 補助事業の完了（補助対象設備の設置状況、新築住宅の建設状況）がわかる写真等の資料（※3）	○	○	○	○	○	カ 補助事業の完了（補助対象設備の設置状況、新築住宅の建設状況）がわかる写真等の資料（※3）	○	○	○	○	○
キ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による検査済証又は不動産登記事項証明書の写し	-	○	○	○	-	キ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による検査済証又は不動産登記事項証明書の写し	-	○	○	○	-
ク その他知事が必要と認める書類	必要に応じて添付					ク その他知事が必要と認める書類	必要に応じて添付				
※1 提出済みの場合は省略可。 ※2 売買契約書の写しを提出済みの場合は省略可。 ※3 別表第1の要件(3)～(7)を満たしていることがわかるようにすること。						※1 提出済みの場合は省略可。 ※2 売買契約書の写しを提出済みの場合は省略可。 ※3 別表第1の要件(4)～(8)を満たしていることがわかるようにすること。					
別表第5（第16関係）（略）						別表第5（第16関係）（略）					